

I 男女共同参画意識の醸成

1 男女平等・男女共同参画に関する意識啓発

| No. | 事業 | 事業内容 | 担当課 | 令4和年度(実績) | 実施時期 | 令和5年度(予定) | 予定時期 |
|-----|--------------------|---|--------------|--|----------|--|----------------|
| 1 | 男女共同参画に関する情報の収集・提供 | 男女共同参画に関する国・県・他自治体等の情報や資料等を収集し、閲覧を行います。また、図書館と連携し、男女共同参画に関する図書の収集を行います。 | 協働推進課 文化課 | 内閣府発行 月間情報誌「共同参画」の図書館設置 内閣府発行 年間誌「男女共同参画白書」の図書館設置 | 随時 | 内閣府発行 月間情報誌「共同参画」の図書館設置 内閣府発行 年間誌「男女共同参画白書」の図書館設置 | 随時 |
| 2 | 男女共同参画に関する広報・啓発の推進 | 男女共同参画に関心をもつきっかけとなるよう、広報紙や市ホームページ等の媒体を通じて広報・啓発を推進します。 | 協働推進課 | 庁内及び各施設にてパンフレットを設置 講演会及び関連講座で概要版、パンフレット等を配布 「知立市人権尊重のまち宣言」の制定、周知啓発 | 通年 随時 | 庁内及び各施設にてパンフレットを設置 講演会及び関連講座で概要版、パンフレット等を配布 「知立市人権尊重のまち宣言」の周知啓発 | 通年 随時 通年 |
| 3 | 性的マイノリティについての理解の促進 | LGBT等の性的マイノリティについての理解を促進するため、広報媒体や講座等を通じた啓発を行います。 | 協働推進課 | 庁内及び各施設にてパンフレットを設置 講演会及び関連講座で概要版、パンフレット等を配布 | 通年 随時 | 庁内及び各施設にてパンフレットを設置 パートナーシップ・ファミリーシップ制度の実施 講演会及び関連講座で概要版、パンフレット等を配布 | 通年 随時 |

2 男女共同参画に関する学習機会の充実

| No. | 事業 | 事業内容 | 担当課 | 令4和年度(実績) | 実施時期 | 令和5年度(予定) | 実施時期 |
|-----|--------------------|---|--------------|---|------------------------------------|---|--|
| 4 | 男女共同参画に関する関連講座等の開催 | 男女共同参画や人権に関する講演会や講座を開催します。開催にあたっては、職業や年齢層等に配慮したものと内容の充実に努めます。 | 協働推進課 | 人権週間街頭啓発(人権擁護委員と連携活動) 「人権・男女共同参画講演会」開催(中央公民館 講堂) 「知立市人権尊重のまち宣言」の制定、周知啓発 | 12月上旬 2月 | 人権週間街頭啓発(人権擁護委員と連携活動) 「人権・男女共同参画講演会」開催(中央公民館 講堂) 「男女共同参画サテライトセミナー」の開催(中央公民館 講堂) 「知立市人権尊重のまち宣言」の周知啓発 | 12月上旬 2月 10月または11月 随時 |
| 5 | 市職員研修の実施 | 職員が男女共同参画について理解を深めるための研修等を実施します。 | 協働推進課 総務課 | 人権週間街頭啓発(人権擁護委員と連携活動) 「人権・男女共同参画講演会」開催(中央公民館 講堂) 「知立市人権尊重のまち宣言」の周知啓発 新規採用職員を対象とした人権研修、全職員を対象とした人権研修を開催 | 12月上旬 2月 新規採用職員対象2月、全職員対象11月 | 人権週間街頭啓発(人権擁護委員と連携活動) 「人権・男女共同参画講演会」開催(中央公民館 講堂) 「知立市人権尊重のまち宣言」の周知啓発 新規採用職員を対象とした人権研修、全職員を対象とした人権研修を開催 | 12月上旬 2月 随時 新規採用職員対象2月、全職員対象11月 |
| 6 | 生涯にわたる学習機会の充実 | 各種講演会、講座、教室等において、男女共同参画の視点に立った学習を推進するとともに、託児ボランティアを設置するなど、だれもが参加しやすい環境づくりに努めます。 | 生涯学習スポーツ課 | 男性も参加しやすい家事初心者向け講座を開催 コロナ感染症拡大防止のため、自主企画講座「子育て親育ち」は託児は行わず、親子で参加できる空間を作り、開催 | 2月 4月～10月 | 男性も参加しやすい家事初心者向け講座を開催 自主企画講座「子育て親育ち」において、親子で参加できる空間を作るとともに、託児を実施 | 2月 4月～10月 |

第3次男女共同参画プラン進捗状況

3 保育園や学校における男女共同参画の推進

| No. | 事業 | 事業内容 | 担当課 | 令和4年度(実績) | 実施時期 | 令和5年度(予定) | 実施時期 |
|-----|-----------------------|--|----------------|---|----------------------------------|---|----------------------------------|
| 7 | 男女平等観に基づく教育・保育の推進 | 保育所・幼稚園・学校において、人権尊重と男女平等の視点に立った教育・保育活動を推進します。 | 学校教育課 子ども課 | 名簿、ロッカー、ゲタ箱を男女別にしない等の男女平等の視点に立ち教育活動を実施 「保育所における人権擁護のためのセルフチェックリスト」を実施し、自園の課題を探り、人権尊重と、男女平等の視点を学習 | 通年 | 名簿、ロッカー、ゲタ箱を男女別にしない等の男女平等の視点に立ち教育活動を実施 保育所・幼稚園において、人権尊重と男女平等の視点に立った教育・保育活動を推進 | 通年 |
| 8 | 男女平等教育に関する研修の充実 | 教職員の男女平等の意識の高揚に努め、誰もが男女平等教育に取り組めるよう指導方法等の共有化を図る研修を充実します。 | 学校教育課 子ども課 | 校内研修で「人権感覚の鋭い教師になるために」の冊子を全教師に配付 職場内研修で指導するなど指導方法等の共有化 保育園研修を実施し、男女平等に向けた取り組みを検討 | 随時 4月 | 校内研修で「人権感覚の鋭い教師になるために」の冊子を全教師に配付 職場内研修で指導するなど指導方法等の共有化 男女平等の意識の高揚に努め、誰もが男女平等教育に取り組めるよう指導方法等の共有化を図る研修を実施 | 随時 4月 |
| 9 | 保育園・学校運営における男女共同参画の推進 | 女性教職員・保育士の能力開発や管理職への登用を促進します。 | 学校教育課 子ども課 | 男女に関係なく、校務分掌は、資質や経験をもとに分担し、男女に関係なく、管理職、主任に登用 | 通年 | 男女に関係なく、校務分掌は、資質や経験をもとに分担し、男女に関係なく、管理職、主任に登用 | 通年 |
| 10 | 男女平等観に基づく進路指導の実施 | 性別にかかわらず、個々の生徒の能力や適性を重視した進路指導を実施するとともに、生徒の主体的な職業選択のために職場研修や職場体験の充実を図ります。 | 学校教育課 | 中学校3年間の進路指導計画を立て、できるだけ多くの情報から、本人が選択できるようにした。 3中学とも、1日間もしくは2日間事業所の方を招いて職場体験活動を実施 | 進路:通年 職場体験: 10月～12月 | 中学校3年間の進路指導計画を立て、できるだけ多くの情報から、本人が選択できるようにする。 中学校2校は1日間もしくは3日間事業所の方を招き、1校は事業所で3日間の職場体験活動を実施 | 進路:通年 職場体験:10月～12月 |
| 11 | 性に対する正しい理解の促進 | 学校において、授業等を通じ年齢に応じた性教育を行います。また、性的マイノリティへの理解の促進を図るための教育・啓発を行います。 | 健康増進課 学校教育課 | 学校教育と連携し、市内全小学校4年生を対象に思春期教育を実施。また、市内全中学校において3年生を対象に思春期教育を実施 保健の時間に指導 (小学校3・4年で4時間程度・中学校1年で5時間程度) 道徳の時間に指導 (中学校1年から中学校3年までの各学年で2時間程度) 市内全小中学校でいのちを育む健康教育を実施 | 5月～12月 全24回 随時各校の年間指導計画による | 学校教育と連携し、市内全小学校4年生、および市内全中学校3年生を対象に思春期教育を実施 保健の時間に指導 (小学校3・4年で4時間程度・中学校1年で5時間程度) 道徳の時間に指導 (中学校1年から中学校3年までの各学年で2時間程度) 市内全小中学校でいのちを育む健康教育を実施 | 5月～12月 全24回 随時各校の年間指導計画による |

II あらゆる分野における男女共同参画の促進(知立市女性活躍推進計画)

1 職場における女性活躍の促進

| No. | 事業 | 事業内容 | 担当課 | 令4和年度(実績) | 実施時期 | 令和5年度(予定) | 実施時期 |
|-----|-------------------------------|---|--------------|---|-------|--|-------|
| 12 | 女性の就労や再就職を支援するための情報提供や講座等の実施 | 子育て・介護等のライフステージにおける多様な働き方が可能となるように関係機関と連携して情報提供の充実に努めます。 | 経済課 | 関係機関からの情報提供によるチラシの配置やホームページでの周知を実施 愛知県と連携して実施する「ママジョブあいち出張相談会」は3月に4件活用 | 3月に2回 | 子育て・介護等のライフステージにおける多様な働き方が可能となるように関係機関と連携して情報提供の充実に努める。 「ママジョブあいち出張相談会」も実施時期や回数を検討し活用 | 9月に2回 |
| 13 | 企業等での積極的改善措置(ポジティブ・アクション)※の普及 | 企業等における積極的改善措置※の取り組みを促進するため、関係機関との連携により情報提供等に努めます。 | 経済課 | 関係機関からの情報提供による、HPでの周知、啓発実施 | 通年 | 関係機関からの情報提供による、HPでの周知、啓発実施 | 通年 |
| 14 | 企業への女性活躍推進に関する情報提供 | えるぼし認定企業、あいち女性輝きカンパニー認証制度についての情報提供を行い、女性活躍推進への意識啓発を行います。 | 協働推進課 経済課 | 関係機関からの情報提供による、HPでの周知、啓発実施 | 通年 | 関係機関からの情報提供による、HPでの周知、啓発実施 | 通年 |
| 15 | 女性職員の職域拡大・能力開発の推進 | 女性職員の政策立案研修や専門分野における研修等への参画を促進し、人材育成の充実に努めます。 | 総務課 | 女性職員を対象とした自治大学校特別課程に1名参加 市町村職員中央研修所等主催の専門研修に1名参加 その他各種研修への女性職員の参加推進 | 随時 | 女性職員を対象とした自治大学校特別課程に1名参加 市町村職員中央研修所等主催の専門研修に1名参加 集合研修「女性職員スキルアップ研修」の実施 その他各種研修への女性職員の参加推進 | 随時 |
| 16 | 「知立市特定事業主行動計画」の推進 | 「知立市特定事業主行動計画」「女性活躍推進法に基づく知立市特定事業主行動計画」に基づき、市役所内における男女共同参画や、女性活躍の推進に取り組みます。 | 総務課 | 育児休業制度、男性職員の配偶者出産休暇・育児参加のための休暇などの積極的活用を促進 育児休業後の円滑な職場復帰に向けた支援を目的に育児休業者復職支援プログラムを実施 | 通年 | 育児休業制度、男性職員の配偶者出産休暇・育児参加のための休暇などの積極的活用を促進 育児休業後の円滑な職場復帰に向けた支援を目的に育児休業者復職支援プログラムを実施 | 通年 |

第3次男女共同参画プラン進捗状況

2 まちづくり・地域づくりにおける男女共同参画の促進

| No. | 事業 | 事業内容 | 担当課 | 令和4年度(実績) | 実施時期 | 令和5年度(予定) | 実施時期 |
|-----|-----------------------------|---|--------------------|---|-------------------|---|-------------------|
| 17 | 審議会・委員会への女性の積極的登用 | 審議会・委員会への女性の積極的な登用を図り、できるだけ早い時期に女性登用率の40%達成をめざします。 | 各課 | 関係各課と連携をし、審議会への積極的な女性登用を図る。市の審議会等に占める女性委員の割合(令和4年4月1日現在:27.9%) | 通年 | 関係各課と連携をし、審議会への積極的な女性登用を図る。 | 通年 |
| 18 | 地域活動等における女性リーダーの育成・支援 | 地域活動の女性リーダーを養成するため、県の人材育成セミナー等への派遣、町内会や地域の団体等への情報提供などを行います。 | 協働推進課 生涯学習スポーツ課 | 実施なし(隔年で愛知県男女共同参画人材育成セミナーへ市民1名を派遣のため) 女性区長3名 「生涯学習人材リスト」の周知・町内会へ配布 | 5月～3月 通年 通年 | 実施予定なし(次回、令和6年度派遣予定) 女性区長3名 「生涯学習人材リスト」の周知・町内会へ配布 | 5月～3月 通年 通年 |
| 19 | 地域・市民団体等への情報提供・活動支援 | 男女共同参画に取り組む団体等に対して情報提供や活動の支援します。 | 協働推進課 生涯学習スポーツ課 | ボランティア・市民活動センターを中心にボランティアに対する支援を行い、衣浦定住自立圏市民活動情報サイト(かりや衣浦つながるねっ)により、近隣市との情報を共有し、参加者や新規団体設立等の増加を図る。 まちづくり推進事業支援制度により、まちづくりを推進する公益的な事業について、事業のPRを支援 「生涯学習ガイドブック」を町内会及び関連機関に配布 | 通年 | ボランティア・市民活動センターを中心にボランティアに対する支援を行い、衣浦定住自立圏市民活動情報サイト(かりや衣浦つながるねっ)により、近隣市との情報を共有し、参加者や新規団体設立等の増加を図る。 まちづくり推進事業支援制度により、まちづくりを推進する公益的な事業について、事業のPRを支援 ボランティアや市民活動へのスタートアップ事業への支援として、市民活動支援補助金を実施 「生涯学習ガイドブック」を町内会及び関連機関に配布 | 通年 4月 |
| 20 | 男女共同参画の視点を取り入れた防災・災害復興対策の推進 | 防災・災害復興体制において男女共同参画を推進し、避難所の設置・運営体制、被災者に対する相談受付体制、医薬品等の備蓄・供給体制等、男女それぞれのニーズを取り入れるよう努めます。 | 安心安全課 | 避難所運営マニュアルにおいて、避難所設置・運営体制、被災者に対する相談受付体制、医薬品等の備蓄・供給体制等、男女それぞれのニーズを取り入れるよう女性を含んだ組織編成とすること等を記載し、HPIに掲載するほか、自主防災会に配布・周知 | 通年 | 防災・災害復興体制において男女共同参画を推進し、避難所の設置・運営体制、被災者に対する相談受付体制、医薬品等の備蓄・供給体制等、男女それぞれのニーズを取り入れるよう努める。 | 通年 |
| 21 | 地域防災力の向上 | 地域における自主防災組織等の育成を通じて地域防災力の向上を図るとともに、それらの活動において男女共同参画を推進します。 | 安心安全課 | 市総合防災訓練における避難所運営訓練、防災リーダー研修に自主防災会、防災ボランティア連絡協議会、防災ママかきつばた等の各種団体にご参加いただき、男女共同参画を推進 防災講演会で、男女共同参画から考える防災の分野における著名な講師をお招きし、男女共同参画を一層推進 | 通年 | 自主防災組織での訓練や研修において、男女共同参画を推進するとともに、女性ボランティア団体などと連携してさらなる地域防災力の向上を図る。 | 通年 |

Ⅲ 働き方改革と男女共同参画を推進する環境の整備

1 ワーク・ライフ・バランスの普及・推進

| No. | 事業 | 事業内容 | 担当課 | 令和4年度(実績) | 実施時期 | 令和5年度(予定) | 実施時期 |
|-----|--------------------------------|--|--------------------|--|---------------------|---|---------------------|
| 22 | ワーク・ライフ・バランス※の実現に向けた啓発の推進 | 広報紙や市ホームページ等の媒体を通じて、ワーク・ライフ・バランスの必要性や、男性を含めた働き方の見直しについて啓発を図ります。 | 経済課 | 関係機関からの情報提供による、HPでの周知、啓発実施 | 通年 | 広報紙や市ホームページ等の媒体を通じて、ワーク・ライフ・バランスの必要性や、男性を含めた働き方の見直しについて啓発を図る。 | 通年 |
| 23 | 育児休業・介護休業等が取得しやすい環境づくりの推進 | 男女の労働者が仕事と家庭を両立するための一つの取り組みとして、育児休業・介護休業等が取得しやすい環境づくりを推進します。 | 経済課 | 関係機関からの情報提供による、HPでの周知、啓発実施 | 通年 | 性別に関係なく労働者が仕事と家庭を両立するための一つの取り組みとして、育児休業・介護休業等が取得しやすい環境づくりを推進 関係機関と連携を図り、労働環境の改善等についての啓発を実施 | 通年 |
| 24 | 男性の家庭参加促進のための支援 | 男性が家事・育児等に進んで参加できるような学習機会や情報提供を行います。 | 健康増進課 生涯学習スポーツ課 | パパママクラス(楽しく子育てコース、スマイルパパコース)の参加者に育児体験の模擬を実施 男性も参加しやすい家事初心者向け講座を開催 | 年15回 4月～3月 2月 | パパママクラス(楽しく子育てコース、スマイルパパコース)の参加者に育児体験の模擬を実施 男性も参加しやすい家事初心者向け講座を開催 | 年14回 4月～3月 2月 |
| 25 | パートタイム労働者等に対する雇用の安定と保障のための情報提供 | パートタイム労働者、契約社員及び派遣労働者等の適切な処遇・労働条件の改善に向けて法制度の情報提供に努めます。 | 経済課 | 関係機関からの情報提供による、HPでの周知、啓発実施 | 通年 | 関係機関からの情報提供による、HPでの周知、啓発実施 | 通年 |
| 26 | ワーク・ライフ・バランスや子育てを支援する企業への情報提供 | ファミリー・フレンドリー企業の登録や子育てサポート企業(くるみん・プラチナくるみん)認定についての情報提供を行い、登録を促進します。 | 協働推進課 経済課 | 関係機関からの情報提供による、HPでの周知、啓発実施 | 通年 | 関係機関からの情報提供による、HPでの周知、啓発実施 | 通年 |

第3次男女共同参画プラン進捗状況

2 子育て・介護支援体制の充実

| No. | 事業 | 事業内容 | 担当課 | 令和4年度(実績) | 実施時期 | 令和5年度(予定) | 実施時期 |
|-----|----------------------|---|-------|---|---------------------------------------|--|---------------------------------------|
| 27 | 利用しやすい保育サービスの提供 | 安心して仕事と家庭の両立ができるよう、通常保育に加えて延長保育や一時保育、病児・病後児保育等の多様な保育サービスの提供に努めます。 | 子ども課 | 市内7保育園(公立5園、私立2園)で19時まで開所 市内1認定こども園(私立1園)で19時まで開所 一時保育を市内3保育園(上重原・逢妻・宝)及び中央子育て支援センターで実施 | 通年 | 安心して仕事と家庭の両立ができるよう、通常保育に加えて延長保育や一時保育、病児・病後児保育等の多様な保育サービスの提供に努める。 | 通年 |
| 28 | 放課後児童クラブの充実 | 多様な家族形態・就労形態等により、放課後、子どもだけになってしまう家庭への支援のため、放課後児童クラブの充実に努めます。 | 子ども課 | 全小学校区で小学校1年生から6年生までの児童を各児童クラブで保育 (利用時間:通常日 下校時~19:00 土曜・休業日7:30~19:00) | 通年 | 全小学校区で小学校1年生から6年生までの児童を各児童クラブで保育 (利用時間:通常日 下校時~19:00 土曜・休業日7:30~19:00) | 通年 |
| 29 | 放課後子ども教室の充実 | 小学校の余裕教室等を活用し、地域の多様な方々の参画を得て、子どもとともに学習やスポーツ・文化活動を通して、地域住民との交流を図る放課後子ども教室の充実に努めます。 | 学校教育課 | 全小学校区の放課後子ども教室で実施 (活動時間:学校のある日の授業終了後~17:15) | 通年 | 全小学校区の放課後子ども教室で実施 (活動時間:学校のある日の授業終了後~17:15) | 通年 |
| 30 | ファミリー・サポート・センター事業の推進 | 地域住民の相互援助による子育てを支援するため、事業のPRを推進し、援助会員の増加に努め、多様なニーズに対応できるよう事業の充実を図ります。 | 子ども課 | 年間3回の講習会の他、会員を対象としたコンサート等の交流会(2回)や研修会(2回)を開催し援助会員・両会員のフォローアップ・交流・登録の継続及び増員を図った。 | 通年 | 年間3回の講習会の他、会員と一般の方を対象としたコンサート等の交流会(2回)や研修会(2回)などを開催し、援助会員・両会員の増員を図る。 | 通年 |
| 31 | 子育て支援策の充実 | 親子で遊びながら子育てに関する情報交換ができるよう、園庭の開放等を行います。身近な地域で安心して子育てができる基盤の形成を図るため、地域子育て支援センター※15の充実に努めます。 | 子ども課 | 子育て支援センター(市内3か所)でプレイルームを開放し、育児相談を随時受付 育児講座を開催(中央子育て支援センターでは年5回父親向けの講座を開催) | 通年 | 子育て支援センター(市内3か所)でプレイルームの解放し、育児相談を随時受付 育児講座の開催(中央子育て支援センターでは年11回父親向けの講座を開催予定)。 | 通年 |
| 32 | 介護者を支援するサービスの充実 | 家族等で介護を行う人を支援するため、在宅福祉サービスや施設福祉サービスの充実を図ります。また、円滑にサービスが利用できるよう介護教室等を開催します。 | 長寿介護課 | ①ねたきり高齢者等介護人手当の支給(3000円/月) ②家族介護教室 ③ひまわりカフェ(認知症家族支援) ④家族交流会 | ①4月、8月、12月に支給 ②年4回 ③年8回 ④年4回 | ①ねたきり高齢者等介護人手当の支給(3000円/月) ②家族介護教室 ③ひまわりカフェ(認知症家族支援) ④家族交流会 | ①4月、8月、12月に支給 ②年4回 ③年8回 ④年4回 |

第3次男女共同参画プラン進捗状況

3 働きやすい職場環境づくりの推進

| No. | 事業 | 事業内容 | 担当課 | 令和4年度(実績) | 実施時期 | 令和5年度(予定) | 実施時期 |
|-----|-----------------------|--|-----|---|------|---|------|
| 33 | 関連法令等の周知と順守のための啓発 | 会社や企業等に対して労働に関する関連法令等を周知するとともにだれもが働きやすい職場となるよう労働条件の向上に向けた情報提供を行います。 | 経済課 | 関係機関からの情報提供による、HPでの周知、啓発実施 | 通年 | 関係機関からの情報提供による、HPでの周知、啓発実施 | 通年 |
| 34 | あらゆるハラスメントの防止のための啓発 | 企業等におけるセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等を防止するための啓発活動を行います。 | 経済課 | 関係機関からの情報提供による、HPでの周知、啓発実施 | 通年 | 関係機関からの情報提供による、HPでの周知、啓発実施 | 通年 |
| 35 | 庁内のあらゆるハラスメントの対応体制の整備 | 庁内における差別的な待遇やセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等の問題の解決を図るための窓口を設け、ハラスメントが生じた場合は、敏速かつ適切な対応を図ります。 | 総務課 | 様々なハラスメントに対応した知立市職員のハラスメントの防止等に関する要綱を制定、総務課に苦情相談処理窓口を設置し、要綱に基づき適切な対応ができる体制を整備 | 通年 | 様々なハラスメントに対応した知立市職員のハラスメントの防止等に関する要綱を制定、総務課に苦情相談処理窓口を設置し、要綱に基づき適切な対応ができる体制を整備 管理職等向けに集合研修「ハラスメント研修」を実施し、ハラスメントの防止等及びマネジメント能力の向上を図る | 通年 |
| 36 | 労働相談等の各種相談事業の充実 | 公共職業安定所や関係機関・団体等と連携し、労働相談等を実施します。 | 経済課 | 月に1回実施している巡回労働相談をHPや広報等で周知 令和4年度は労働相談を3件受け付けた。 | 通年 | 巡回労働相談を今後も継続実施し、HP等で周知 | 通年 |

IV 健康で安心して暮らせる環境の整備

1 さまざまな困難を抱える人々への支援

| No. | 事業 | 事業内容 | 担当課 | 令和4年度(実績) | 実施時期 | 令和5年度(予定) | 実施時期 |
|-----|----------------------|--|---------------|---|----------------------------------|---|----------------------------------|
| 37 | 高齢者への支援 | 高齢者が生きがいづくりのために参加する学習、スポーツ、交流等の各種活動における男女共同参画を推進します。また、シルバー人材センター等の関係機関と連携し、長年の技能や経験を生かした高齢者雇用対策を推進します。 | 長寿介護課 | ①老人クラブにおける市老連教室、スポーツ大会、囲碁将棋大会、グランドゴルフ、ゲートボール大会、敬老事業等への補助金の交付と運営の補助 ②「シニアのためのお仕事説明会」を実施 | ①随時 ②9月 | ①老人クラブにおける市老連教室、スポーツ大会、囲碁将棋大会、グランドゴルフ、ゲートボール大会、敬老事業等への補助金の交付と運営の補助 ②「シニアのためのお仕事説明会」を実施 | ①随時 ②10月 |
| 38 | 障がい者の生きがいづくりや地域生活の支援 | 障がい者が生きがいづくり・社会参加のために参加する学習、スポーツ、交流等の各種活動における男女共同参画を推進します。また、障がい者の就労促進に向け、企業等への働きかけや就労支援を行います。 | 福祉課 | 地域活動支援センターⅡ型(18教室) (委託先 社会福祉協議会)を実施 地域活動支援センターⅢ型(指定管理者 かとれあ福祉ネット)を実施 | 通年 | 地域活動支援センターⅡ型(16教室) (委託先 社会福祉協議会)を実施 地域活動支援センターⅢ型(指定管理者 かとれあ福祉ネット)を実施 | 通年 |
| 39 | ひとり親家庭等に対する福祉サービスの充実 | 母子家庭等医療の助成により、ひとり親家庭等の負担の軽減を図ります。また、母子家庭自立支援給付金事業などの施策の充実を図り、母子家庭の母の自立を支援するとともに、母子家庭等には児童扶養手当を支給し、児童の福祉の増進を図ります。さらに父子家庭に対しては、父子家庭児童支援手当を支給します。 | 国保医療課 子ども課 | 母子家庭医療の助成の内容と手続きを広報で掲載(5月号) 母子家庭及び父子家庭で、18歳以下(18歳到達年度末までの)児童とその母または父の医療費の自己負担分を助成 母子家庭等就業支援講習会の案内をHP等に掲載 児童扶養手当の啓発についてHP等に掲載 養育費保証と公正証書作成それぞれの補助金についてHP等へ掲載 | 通年 | 母子家庭医療の助成の内容と手続きを広報で掲載(5月号) 母子家庭及び父子家庭で、18歳以下(18歳到達年度末)の児童とその母または父の医療費の自己負担分を助成 母子家庭等就業支援講習会の案内をHP等に掲載 児童扶養手当の啓発についてHP等に掲載 養育費保証と公正証書作成それぞれの補助金についてHP等へ掲載 | 通年 |
| 40 | 外国人への支援 | 言語や文化等の違いにより生活上の困難を抱えやすい外国人に対して、外国語での情報提供や相談支援を行います。 | 企画政策課 各課 | テレビ電話通訳システムを用いた多言語での相談対応 もやいこハウスにおける相談事業 文書やチラシなどの翻訳 外国人向けのパンフレット等を施設へ設置 外国人向けSNSの開設 多言語翻訳アプリを活用した議会広報紙(議会だより)の情報提供 | 通年 通年 随時 随時 7月 通年 | 3者間通訳システム(テレビ電話・電話)を用いた多言語での相談対応 もやいこハウスにおける相談事業 文書やチラシなどの翻訳 外国人向けのパンフレット等を施設へ設置 外国人向けSNSにて情報発信 多言語翻訳アプリを活用した議会広報紙(議会だより)の情報提供 | 通年 通年 随時 随時 随時 通年 |
| 41 | 貧困等生活上の困難に直面する人々への支援 | 生活が困窮し、生活の困りごとや不安を抱えている人の相談を受け、自立支援等につなげます | 福祉課 | 生活保護の相談、生活困窮者自立支援対応 | 随時 | 生活保護の相談、生活困窮者自立支援対応 | 随時 |

第3次男女共同参画プラン進捗状況

2 心とからだの健康づくりの推進

| No. | 事業 | 事業内容 | 担当課 | 令4年度(実績) | 実施時期 | 令和5年度(予定) | 実施時期 |
|-----|------------------------------|--|----------------|---|-----------------------------|--|------------------|
| 42 | 妊娠・出産に関する保健指導・相談の充実 | 妊娠・出産の安全性を確保し、母性の尊重と保護、乳幼児の健康の保持増進に向けて正しい知識の普及・啓発に努めるとともに、必要時に相談のできる体制整備を進めます。また、不妊治療の助成を行います。 | 健康増進課 | マタニティクラス時個別面談、個別相談を実施(96回/年) パパママクラスにて知識の普及(15回/年) 一般不妊治療費助成不妊相談窓口の情報提供 | 通年 | マタニティクラス時個別面談、個別相談を実施(101回/年) パパママクラスにて知識の普及(14回/年) 一般不妊治療費助成不妊相談窓口の情報提供 | 通年 |
| 43 | 女性特有の病気の予防 | 女性特有のがんである乳がんや子宮がんの検診受診を促進し、疾病の早期発見と適切な治療へとつなげます。また、特に若い女性に対して健診・検診の勧告や事後指導を行います。 | 健康増進課 | ポイント年齢の子宮、乳がん検診について無料クーポン券を配布(子宮クーポン利用者:26名、乳クーポン利用者:93名) 乳幼児健診時に母を対象に受診勧奨(1.6歳、3歳児健診案内同封) 女性が受診しやすい環境づくりのため、集団がん検診にレディースデーを設定(年2回) | 通年 8月、12月 | ポイント年齢の子宮、乳がん検診について無料クーポン券を配布 乳幼児健診時に母を対象に受診勧奨 女性が受診しやすい環境づくりのため、集団がん検診にレディースデーを設定(年1回) | 6月～2月 |
| 44 | 更年期における健康相談、教育の実施 | 更年期の健康増進に関する知識の普及、健康の支援に努めます。 | 健康増進課 | がん検診等で健康相談及びパンフレットにて普及啓発 | 6月～2月 | がん検診等で健康相談及びパンフレットにて普及啓発 | 6月～ |
| 45 | 喫煙、飲酒、薬物乱用など健康をおびやかす問題への取り組み | 各関係機関との連携のもと、喫煙、過度の飲酒、薬物乱用や薬物依存による身体への影響についての指導や啓発に努めます。 | 健康増進課 学校教育課 | 妊婦・乳幼児の保護者に対して、希望者に禁煙指導や防煙教育を実施、リーフレットを配布 保健の時間に指導した。:小学校6年で3時間程度、中学校3年で5時間程度 薬物乱用防止教室を全小中学校で実施(警察職員、知立ライオンズクラブ、エメラルドライオンズクラブ) | 通年 | 妊婦・乳幼児の保護者に対して、希望者に禁煙指導や防煙教育を実施、リーフレットを配布 保健の時間に指導した。:小学校6年で3時間程度、中学校3年で5時間程度 薬物乱用防止教室を全小中学校で実施(警察職員、知立ライオンズクラブ、エメラルドライオンズクラブ) | 通年 |
| 46 | 健康診査、各種がん検診、健康教室の実施 | 健康診査・各種がん検診、健康教室の実施を通じ、疾病や障がいの予防・重度化の防止を図ります。 | 国保医療課 健康増進課 | 特定健診・特定保健指導の実施 健康診査、各種がん検診の実施 健康講座の実施 | 6月～3月 6月～2月 6月、8月、10月 | 特定健診・特定保健指導の実施 健康診査、各種がん検診の実施 健康講座の実施 | 6月～ 6月～ 3回 |
| 47 | スポーツ教室の充実 | スポーツ活動への参加促進等を通じ、生涯にわたる健康づくりを支援します。 | 生涯学習スポーツ課 | スポーツ活動への参加促進等を通じ、生涯にわたる健康づくりを支援 | 通年 | スポーツ活動への参加促進等を通じ、生涯にわたる健康づくりを支援 | 通年 |
| 48 | 相談体制の充実 | 心身の問題やささまざまな悩みに対応するため面談や電話等による相談体制の充実に努めます。 | 協働推進課 健康増進課 | 毎月第2、4木曜日に女性悩みごと相談を実施 心身の問題やささまざまな悩みに対応するため面談や電話等による相談実施 | 通年 | 毎月第2、4木曜日に女性悩みごと相談を実施 心身の問題やささまざまな悩みに対応するため面談や電話等による相談実施 | 通年 |

第3次男女共同参画プラン進捗状況

| | | | | | | | |
|----|----------------------------|--|----------------|--|---|--|--|
| 49 | エイズや性感染症の予防に関する正しい知識の普及・啓発 | 性と生殖についての学習機会の充実とともに、エイズや性感染症の正しい知識の普及・啓発を推進します。 | 健康増進課 学校教育課 | <p>学校教育と連携し市内全小学校4年生および市内全中学校3年生を対象に思春期教育を実施</p> <p>小学校6年で1時間程度、中学校3年で2時間程度、保健の授業で指導 12月1日の世界エイズデーに合わせたリーフレットを、全中学生に配付 市内全小学校及び中学校1校でいのちを育む健康教育を実施 レッドリボンに関する広報掲載(年1回)</p> | <p>5月～12月 全24回</p> <p>各校の年間指導計画による</p> <p>12月</p> | <p>学校教育と連携し市内全小学校4年生および市内全中学校3年生を対象に思春期教育を実施</p> <p>小学校6年で1時間程度、中学校3年で2時間程度、保健の授業で指導 12月1日の世界エイズデーに合わせたリーフレットを、全中学生に配付 市内全小学校及び中学校1校でいのちを育む健康教育を実施 レッドリボンに関する広報掲載(年1回)</p> | <p>5月～11月 全24回</p> <p>各校の年間指導計画による</p> |
|----|----------------------------|--|----------------|--|---|--|--|

V 男女間のあらゆる暴力の根絶

1 暴力の根絶に向けた意識啓発

| No. | 事業 | 事業内容 | 担当課 | 令4和年度(実績) | 実施時期 | 令和5年度(予定) | 実施時期 |
|-----|----------------------|---|-------|---|-----------|--|-----------|
| 50 | 男女間のあらゆる暴力を防止するための啓発 | 暴力は人権を侵害するものであるとの認識を浸透させ、あらゆる暴力の根絶に向けた啓発を推進します。 | 協働推進課 | 「女性の人権ホットライン」について広報紙掲載(11月号) 庁内及び各施設にパンフレットを設置 | 11月 通年 | 「女性の人権ホットライン」について広報紙掲載(11月号) 庁内及び各施設にパンフレットを設置 | 11月 通年 |
| 51 | DV理解講座の開催 | DVに対する認識を深めてもらうための講座を開催します。 | 協働推進課 | 県出前講座「DV講座」を実施(市民・職員対象) | 9月 | 県出前講座「DV講座」を実施(市民・職員対象) | 8月 |
| 52 | デートDVに対する周知・啓発 | 若年者を中心に、学校等を通じてデートDVについて周知します。 | 協働推進課 | 中学校・高等学校へ啓発及び市民への周知のため庁内及び各施設へパンフレット等を設置 | 通年 | 中学校・高等学校へ啓発資料等の配布及び市民への周知のため庁内及び各施設へパンフレット等を設置 | 通年 |
| 53 | 犯罪の防止に向けた環境整備 | 犯罪防止のため、防犯協会や関係機関との連携により、見回りや声かけ等の防犯活動を推進します。 | 安心安全課 | 町内会等の地域やPTA等のボランティアによる防犯パトロールや、小学校児童の見守り活動など、奨励金の交付により活動を促進 | 通年 | 町内会等の地域やPTA等のボランティアによる防犯パトロールや、小学校児童の見守り活動など、奨励金の交付により活動を促進 犯罪発生状況により警察及び防犯協会等と連携し啓発活動を実施する他、街頭防犯カメラ及び防犯灯の設置を拡大 | 通年 |

第3次男女共同参画プラン進捗状況

2 被害者への適切な支援の実施

| No. | 事業 | 事業内容 | 担当課 | 令4和年度(実績) | 実施時期 | 令和5年度(予定) | 実施時期 |
|-----|---------------|---|-------|--|-----------------|---|-----------------------|
| 54 | DV相談体制の充実 | DV相談等に適切に対応するために、相談にあたる職員への研修等の実施や個人情報保護に対する意識啓発を図るとともに、関係課相互が連携した被害者支援など、相談体制の充実に努めます。 | 協働推進課 | 関係各課と連携して相談を実施 庁内のDV担当者会議の開催 | 随時 6月 | 関係各課と連携して相談を実施 庁内のDV担当者会議の開催 | 随時 未定 |
| 55 | DV相談窓口の周知 | DV等の被害にあった場合の相談窓口について周知を図り、必要な情報提供や援助が幅広く行えるように努めます。 | 協働推進課 | 「女性の人権ホットライン」について広報掲載(11月号) 「DV相談」、「女性悩みごと相談」周知の広報掲載(年1回) 庁内及び各施設にてパンフレットを設置 | 11月 通年 通年 | 「女性の人権ホットライン」について広報掲載(11月号) 「DV相談」、「女性悩みごと相談」周知の広報掲載(年1回) 庁内及び各施設にてパンフレットを設置 若年層への啓発 | 11月 通年 通年 通年 |
| 56 | 児童虐待に関する相談の充実 | 児童虐待を発見した人は児童相談所、市役所等に通告する義務があります。通告・相談への対応や関係機関との連携を図ります。 | 子ども課 | 広報、ホームページに掲載 虐待等防止ネットワーク協議会代表者会開催(年1回) 虐待等防止ネットワーク協議会実務担当者会議の実施(毎月1回) | 随時 | 広報、ホームページに掲載 虐待等防止ネットワーク協議会代表者会開催(年1回) 虐待等防止ネットワーク協議会実務担当者会議の実施(毎月1回) | 随時 |
| 57 | DV等被害者の安全確保 | DV等の被害にあった人に対して、関係機関と連携して一時保護等を行います。 | 協働推進課 | 関係機関との連絡調整、その他支援に関する助言・情報提供 | 随時 | 関係機関との連絡調整、その他支援に関する助言・情報提供 | 随時 |
| 58 | DV被害者の自立支援の推進 | DV等の被害にあった人が自立した生活が送れるよう、経済的な支援や施設等の退所後の支援、被害者に子どもが同伴する場合のケア等を行います。 | 協働推進課 | 関係各課と連携して自立に向けた支援や情報提供などを実施 | 随時 | 関係各課と連携して自立に向けた支援や情報提供などを実施 | 随時 |